# 「(仮称) ひきこもり等の支援ガイドライン (案)」 第1回プログラム検討部会発言への補足について

令和4年10月13日に開催されました標記部会に際しまして、私の発言を改めて振り返りましたところ説明が不十分な部分がありました。

つきましては、発言の趣旨をより明確にするため、当日の発言への補足説明を申し上げます。

## 1. ひきこもり支援と就労支援

- (1) ひきこもり当事者の方(以下、当事者)への支援については、これまでのひきこもりに係る支援協議会の議論を通じて、「必ずしも就労・就学を前提とするものではない」ということが全委員の共通認識となり、「(仮称)ひきこもり等の支援ガイドライン(案)」(以下、ガイドライン)にも明記されている。
- (2) 私自身もこのことについての異論はまったくないが、ただしこれは就労支援(以下、 就学については触れない)ありきの支援は行わないということで、ひきこもり支援の 中で就労支援を否定するということではなく、これまでの支援経験からもひきこも り支援上において就労支援は重要なものであると認識している。
- (3) 問題点としては、当事者の意思を無視して就労支援(就労に至る支援)を押し付けることの弊害ということで、支援過程で就労支援を行うことを選択するためには、支援者の評価と合わせて、最終的には当事者が判断するべきものである。
- (4) ひきこもり支援において就労支援を行う際、ひきこもり支援担当者と就労支援担当者が、同じ支援スキームの中での役割分担を適切に行うため、「必ずしも就労・就学を前提とするものではない」から先の部分についての理解、共有が必要である。
- (5) 以下、特に「必ずしも就労・就学を前提とするものではない」こととの関係で注意を要する点について触れておきたい。

#### 2. 相談入り口における家族希望による就労支援

- (1) 生活困窮者自立支援制度の相談窓口で、ご家族(主に親御さん)からの最初の相談では、当事者に対してなるべく早く就労支援をしてもらいたいという要望が多い。
- (2) その際、ご家族の方にはすぐに就労支援を行うことは困難なことが多く、一定の期間 就労のための訓練に参加し、その後就労支援に進むことを勧めている。
- (3) ご家族との関係づくりを進めるためには、まず家族のニーズとしての就労支援を否定しないことが重要である。そのうえで、支援初期では就労実現は支援者と家族との間の将来的な目標として設定し、当事者には就労についてのモチベーションが出るまでは「必ずしも就労・就学を前提とするものではない」支援を家族の理解の上で行うことも支援手法として重要である。
- 3. 他制度との連携における必須的問題としての就労支援
  - (1) 当事者へ就労支援を行わざるをえないシチュエーションも考えられる。
  - (2) 一例としては、当事者が生活保護を受給する場合、病気・障害など明らかに就労が困

難であるという場合を除き、生活保護上の援助方針では、「ひきこもり状態を改善し 就労に結びつける」となることが考えられる。

- (3) 生活保護を受給している当事者を本事業の登録機関が支援を行う場合、当初から就労を否定してしまうことは、福祉事務所との連携に大きな影響を与える可能性がある。
- (4) しかし、効果的な支援を行うためには、「必ずしも就労・就学を前提とするものではない」支援を行うことも必要であるため、福祉事務所との協議のうえで一定時期は就労を前提としないことを生活保護上の援助方針としてもらうことも考えられる。
- (5) いずれにしても、ひきこもり支援担当者、生活保護担当ケースワーカーの相互理解が前提となり、そのためにも、このガイドラインの活用が重要となる。
- 4. 自発的意思からの就労支援希望者への対応
  - (1) 当時者の中には、自身から就労支援を希望することもある。
  - (2) 実際の支援では、自身の生活を確保することを前提に、就労へはやる気持ちを抑えてステップを踏んでの支援を勧めることが多いが、当事者に対して就労自体を否定することはない。
  - (3) このような場合には当事者の了解を前提に、支援当初から最終目的を就労とした支援を組み立てることとなる。

### 5. ガイドラインへの提案

- (1) 私たち生活困窮者自立支援制度の担当者が現実的にひきこもり支援を行う中では、様々な場面で就労支援が関わっている。
- (2) しかし、あらためてガイドラインを確認したところ、「就労」というワードが記載されている部分は全文中1か所しかなく、しかも、残念ながら就労を肯定的にとらえているものではないように思える。
- (3) また、ガイドラインの記載では、社会活動参加場所への誘導については述べられているが、その後の支援(かなりの割合で就労に向けたものとなるかもしれない)についての記載がない。
- (4) 生活困窮者自立支援制度においても就労準備支援事業、就労訓練事業は、当事者の方を重要な支援対象として捉えており、今後、ますます活用されることを望んでいる。
- (5) その際には、『就労』を前面に出すことによる弊害についても周知し改善することが 必要であることは当然である。
- (6) 社会復帰支援の先が必ずしも就労とは限らないが、就労を含めたその後の支援についても、関係する支援者が理解・共有できるよう、ガイドラインでのもう少し具体的な説明を望みたい。

#### 令和4年11月9日